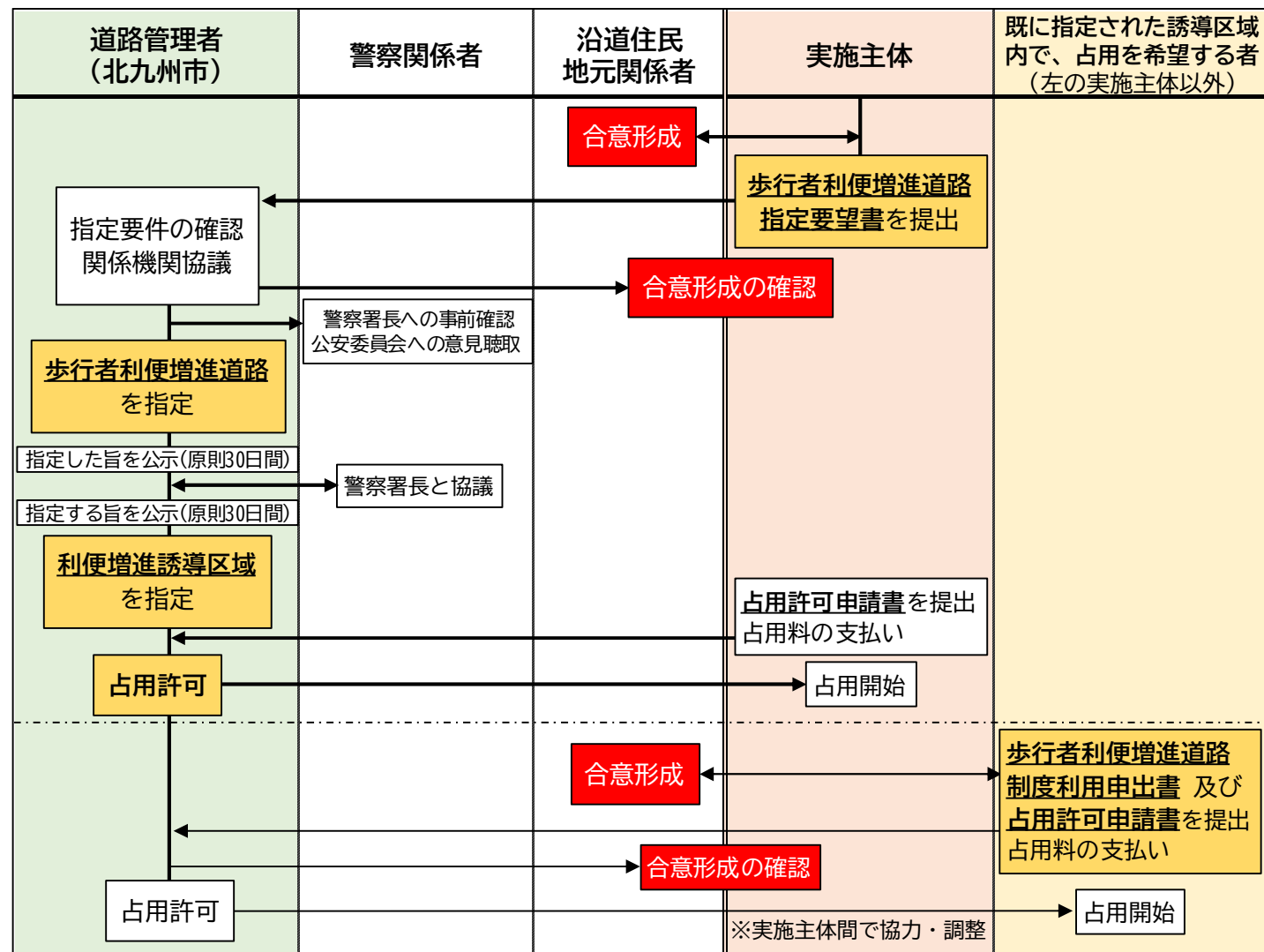


7 ほこみち制度と既存制度の違い

	ほこみち制度	国家戦略特区	コロナ占用特例
設置できる物件	裏面「6 占用できる物件」のとおりに	・催し時の臨時的物件（露店、購買施設等） ・日時を定め設置するテーブル、ベンチなど	テイクアウト販売、テラス営業等のための仮施設
実施主体	要件を満たす任意の団体	認定団体のみ	要件を満たす任意の団体
道路占用料	90%減額 ※道路維持管理の協力を行う場合	90%減額 ※道路維持管理の協力を行う場合	免除 ※道路維持管理の協力を行う場合
制度の期間	なし (占用許可の更新は必要)	令和9年3月31日まで	令和5年9月30日まで (ほこみちへの移行完了まで)

8 ほこみち制度の手続きの流れ



【問い合わせ先】 制度の詳細や提出書類については、「ほこみち制度の手引き」をご覧ください →

◆制度概要・相談について 建設局道路計画課 093-582-3888

◆占用物件・占用基準について 建設局管理課 093-582-2271



北九州市

ほこみち制度

～歩行者利便増進道路制度～

KITAKYUSHU



HOKOMICHI

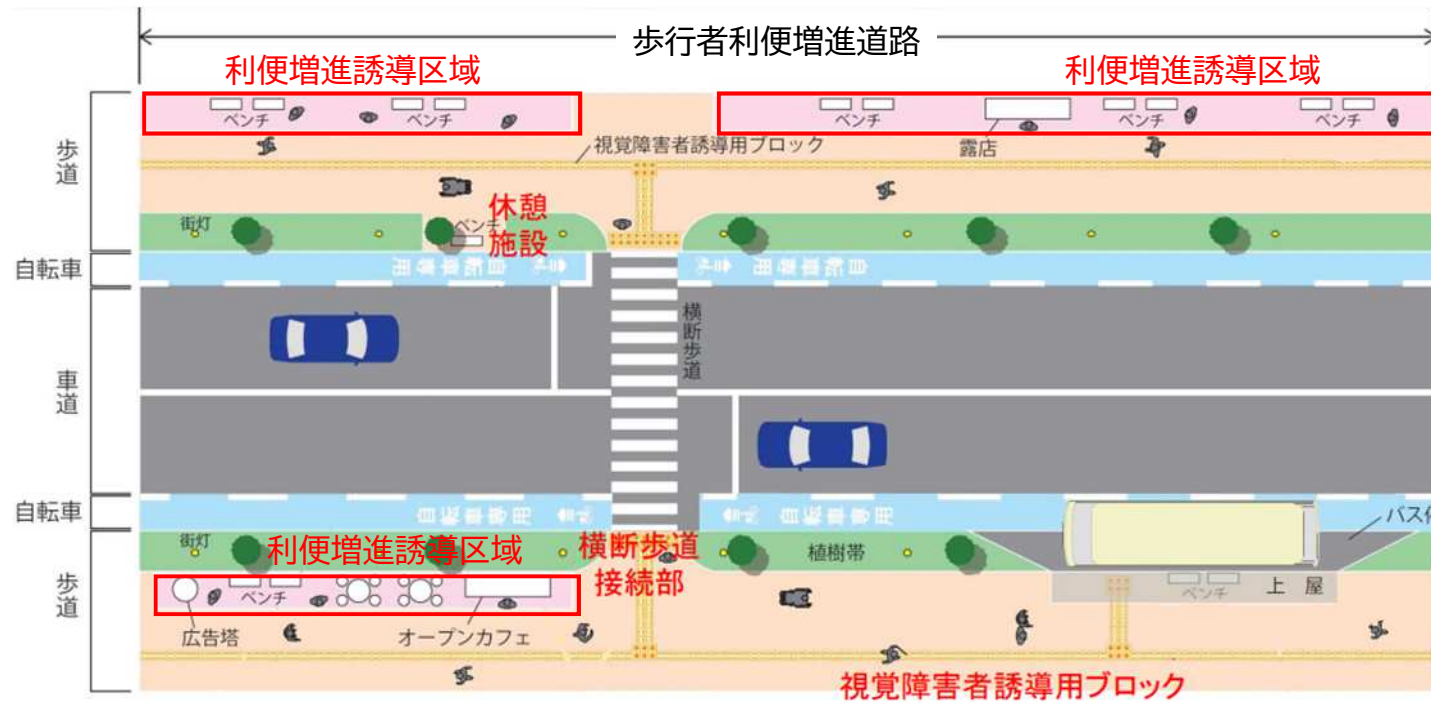


北九州市建設局 道路計画課・管理課

1 歩行者利便増進道路（ほこみち）制度とは

この制度は、「道路空間を街の活性化に活用したい」「歩道にテーブルやベンチを置いてゆっくり滞在できる空間にしたい」など、道路への新たなニーズの高まりを受け、道路空間を柔軟に活用することができるよう創設されたものです。（道路法等の一部を改正する法律（R2.11.25 施行）道路管理者が「歩行者利便増進道路（通称：ほこみち）」に指定した道路では、

- ◆一定の条件下で、道路上にベンチやテーブル、露店等の物件を占有できる
- ◆道路の清掃などを行う場合、道路占用料の90%が減額されるなどのメリットがあります。



2 ほこみち制度の活用イメージ

【常時】



【イベント】

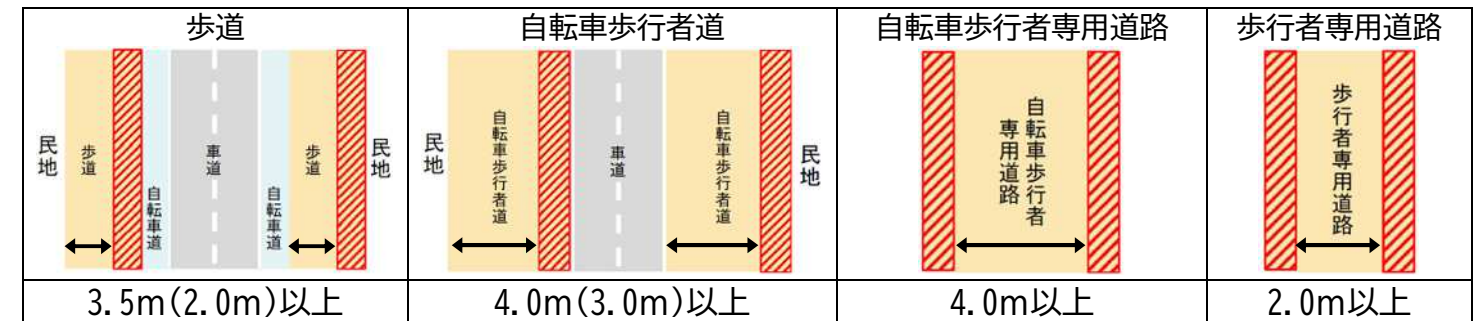


3 歩行者利便増進道路に指定することができる箇所（指定要件）

- ①歩行者の利便増進が図られ、快適な生活環境の確保及び地域活性化に資すると判断できること。
- ②沿道住民や関係地方公共団体など関係機関との協議等により理解が得られていること。
- ③都市機能の配置状況や沿道の利用状況等を勘案して、歩行者の利便の増進に資する適切な区間であると判断できること。
- ④歩道等について歩行者の安全・円滑な通行を確保するための十分な有効幅員を確保できること。

4 利便増進誘導区域に指定することができる箇所（指定要件）

(1) 歩行者の通行のための幅員の確保 ※()内は歩行者の交通状況により道路管理者等が認める場合



(2) 占用許可に係る基準への適合（占用可能な場所）

- ア 交通の輻輳する場所、他の占有物件の多い場所など道路の構造や交通に著しい支障を及ぼさない場所であること。
- イ 道路の交差する部分、接続する部分、屈曲する部分でないこと。
- ウ 視覚障害者誘導ブロックから十分離れていること。

※指定しようとする箇所周辺の交通状況等により、道路管理者・警察との協議で別途要件が付されることがあります。

5 実施主体と実施要件

【実施主体】

- ・ 占有区域内における日常的な道路点検、清掃等を的確に行うことができるもの。
- ・ 沿道住民や関係地方公共団体など関係機関との協議等により認められている団体を基本とする。（地元関係者との合意形成が図られていること（まちづくり団体や商店街組合などを想定））

【実施要件】

- ・ 公共交通利用促進のPRや自転車マナー啓発を実施すること。
- ・ 快適な生活環境の確保・地域活性化のために、年間を通じた定期的・継続的な取組であること。

6 占有できる物件（歩行者利便増進施設等として認められる物件）

- 広告塔、ベンチ、街灯、電飾、提灯、ランプ、フラワーポット、音響機材（スピーカーなど）
- 看板、標識、旗ざお、幕、アーチ
- 食事施設、購買施設（テーブルや椅子、テントやパラソル、フェンスなどを含む。）
- レンタルサイクル用の自転車駐車器具
- 催しのために設けられる露店、商品置場、ステージ、やぐら、観客席（テーブルや椅子、テントやパラソル、フェンスなどを含む）